

平成 20 年 3 月 21 日

預金保険法第 129 条に基づく資産買取り（第 4 回）が決定したことについて

株式会社足利銀行（頭取 池田憲人）では、平成 16 年 6 月に公表いたしました「経営に関する計画」に基づき、徹底した資産健全化に向けて、不良債権処理を進めてまいりました。

平成 19 年度におきましても、引き続き金融支援を含めた企業再生への積極的な取組みとあわせ、実質破綻先・破綻先債権のオフバランス化を進め、不良債権残高の圧縮につとめているところであります。

当行では、この方針に基づき、今般、預金保険機構に対して預金保険法第 129 条に基づく資産買取りの申し込み（第 4 回）を行い、本日開催された同機構の運営委員会においてその旨決定されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本資産の売却は、預金保険法附則第 10 条第 1 項に基づき同機構から資産の買い取りを委託された整理回収機構に対して行うものです。

記

1. 債権売却の概要

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 売却債権の簿価 | 599 億円 |
| (2) 売却価格 | 132 億円 |
| (3) 債権の売却先 | 株式会社整理回収機構 代表取締役 奥野善彦 |

2. 当該債権の売却による当行の業績に及ぼす影響

当該債権の売却による当行の平成 20 年 3 月期業績予想（平成 19 年 11 月 26 日公表）に変更はありません。

以上